

平成22年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
平成22年6月2日（水）						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時		平成22年6月2日 午後1時03分			日高直幸	
及び宣告			議長			
		平成22年6月2日 午後1時38分			日高直幸	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3番	香原 暹		4番	星 正彦	

職出 務席	議会事務局長	長 友 浩 一	出欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出欠
	町長	柴 田 好 輝	出欠	会計課長	原 繁 幸	出欠
	副町長	本 松 吉 憲	出欠	建設課長	岡 松 要 一	出欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出欠
	総務課長	阿 部 哲	出欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出欠	教育課長	平 瀬 研 一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出欠
	出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成22年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町土地開発公社の平成21年度事業結果及び決算並びに平成22年度事業計画及び予算の報告
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第6 議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第42号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第43号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第1号）
- 日程第12 議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）

平成22年6月2日（第1日）

開議 13時03分

○議長 日高 直幸君

只今から、平成22年第4回 鞍手町議会定例会を開会します。
教育長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。
教育長。

○教育長 山本 喜久男君

町内小学校教諭による道路交通法違反、酒気帯び運転の処分について行政報告をいたします。

この事件につきましては、逮捕以来町民の皆様をはじめ町議会議員各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことに、改めてお詫び申し上げます。

本年2月10日午前0時頃、遠賀町木守の県道で剣南小学校の岩田教諭が、道路交通法違反、酒気帯び運転容疑で逮捕され、福岡地方検察庁小倉支部へ送検、起訴されていましたが、4月27日福岡地方裁判所小倉支部での公判で、裁判官は岩田教諭に対し懲役6ヶ月、執行猶予2年の有罪判決を言い渡しました。

また、福岡県教育委員会は同教諭の刑が確定したことにより、地方公務員法の規定に基づき、5月11日限り失職したとの通知を5月12日にいたしました。この事件で裁判官の主文では、被告人自身飲酒運転をしたことが、3年前からの期間で3回ぐらいあった旨を述べていることからすると、飲酒運転の常習性も十分伺われ、また本件犯行の発覚を免れようと、知人を通じて自車をレッカー移動させようとしていたことからすると、被告人の遵法精神や、規範意識には相当問題があることが伺えること等から、本件の感情は良いものではなく、また被告人は勤務先の小学校に於いて教務主任という一般の教諭らを指導しその模範となるべき立場にあって本件犯行は児童やその保護者を含む教育関係者の信頼を裏切るものであることなどを合わせ考慮すると、被告人は強い非難に値すること等が指摘されました。

今後、二度とこのような不祥事を起こさないよう、また1日も早く町民の皆様、保護者の皆様の信頼を取り戻せるよう努力することは勿論のこと、綱紀の厳正な保持のために、全教職員への指導を徹底しているところでございます。

以上行政報告をいたします。平成22年6月2日。

○議長 日高 直幸君

以上で行政報告を終わります。

先ず町長より提出されています、平成21年度鞍手町繰越明許費、繰越計算書の報告。
平成22年度鞍手町出納計画書及び鞍手町次世代育成支援行動計画と、監査より提出されています月例現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に本日まで受理しました陳情5件はお手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますので、ご報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長に於いて3番議員 香原暹君及び4番議員 星正彦君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月15日までの14日間と決定しました。

次に進みます。

日程第3 鞍手町土地開発公社の平成21年度事業結果及び決算並びに、平成22年度事業計画及び予算の報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

この報告については関係課長から報告いたします。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

町長に代わりましてお答えいたします。

鞍手町土地開発公社の平成21年度事業結果及び決算並びに、平成22年度事業計画及び予算の概要についてご報告いたします。

お手元に配布しています、平成21年度鞍手町土地開発公社決算書の1頁をお開き下さい。

1頁、平成21年度の事業報告書です。(1)の総括事業ですが、平成21年度に於ける土地の取得及び処分はございませんでした。その他の事業としては何も行っていません。

2頁、2の業務のところ、(1)事業収入に関する事項です。事業外収益として、受取利息32万8166円となっています。

(2)事業費に関する事項です。販売費及び一般管理費6万500円となっています。

3頁、財産目録で基本財産として、鞍手町出資金500万円となっています。右の損益計算書、販売費及び一般管理費と事業外収益を調整した26万7666円が当期純利益となっています。

4頁、貸借対照表、資産の部として現金預金1億1390万4244円。公有用地0円。固定資産の長期定期預金500万円を合わせた資産の合計は、1億1890万4244円となっています。

負債の部は、未払金、短期借入金ともに0円で、負債合計0円となっています。

次に資本の部は、基本財産500万円に前期繰越準備金1億1363万6578円と、当期純利益26万7666円を合わせた資本の合計が1億1890万4244円となり、負債資

本合計が1億1890万4244円となっています。

5頁、キャッシュフロー計算書です。この計算書は貸借対照表と損益計算書を補足するもので、1会計期間に於ける現金の増減を示した計算書です。

計算書の右下の欄に記載しています6、現金及び現金同等物期末残高と4頁、貸借対照表の流動資産の(1)の現金預金が1億1390万4244円で一致することとなっています。

以上が平成21年度鞍手町土地開発公社の決算報告です。

次に、平成22年度事業計画及び予算について報告いたします。

平成22年度鞍手町土地開発公社事業計画及び予算書の1頁です。第2条の事業計画ですが、現在所有している土地はありません。また平成22年度で新規に土地を取得する計画もございません。その他の事業を行う計画もございません。

第3条で定めています収益的収入及び支出では、収入として事業外収益を157万1千円。支出では、販売費及び一般管理費、予備費の支出合計で157万1千円を計上し、収入支出を同額としています。

以上が平成22年度鞍手町土地開発公社の予算です。

尚、平成21年度決算と平成22年度予算は鞍手町土地開発公社理事会で承認されています。

以上、ご報告いたしました。詳細はお手元に差し上げています関係資料をご参照下さいますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

○議長 日高 直幸君

これで報告を終わります。

次に日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

原案どおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員の候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案のとおり決定通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第5 議案第37号から日程第9 議案第41号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第37号から日程第9 議案第41号までの5件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第37号は鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例であります。

本町の財政は厳しい状況にあり、平成17年度から21年度までの5年間、行財政改革に取り組んできたところでありますが、財政状況は依然厳しく、行財政改革につきましては、本年度計画を策定し、更なる取り組みが必要と考えております。

この厳しい状況については、私自身が一番認識しているところであり、まず、行財政改革に先がけて、町長自ら、この状況に対応していくこととし、平成22年7月から平成26年3月までの間、給料月額を10%削減する条例案を提案するものであります。

また、町長の給料月額の減額に伴い、副町長及び教育長にもご理解をいただき、副町長は7%、教育長は5%減額することとしました。

なお、この条例の制定により1年間で約2,000千円、期間中合計で、約8,000千円の削減となります。

以上が、日程第5 議案第37号の提案説明であります。

次に日程第6 議案第38号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、配偶者の状況にかかわらず育児休業等を請求できることになったことから、育児又は介護を行う職員の早出、遅出勤務や時間外勤務の制限の請求ができるようになったこと、また、3歳に満たない子をもつ職員が、その子の養育のため時間外勤務の制限について請求した場合「当該職員の業務を処理することが著しく困難な場合を除いて、時間外勤務をさせてはならない」と定められたことから、

関係項目を整理するため条例を改正するものです。

以上が、日程第6 議案第38号の提案説明であります。

次に 日程第7 議案第39号は鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

これまでは、職員の配偶者が育児休業等を取得していた場合、当該職員は育児休業や育児短時間勤務をすることができませんでしたが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、配偶者の状況にかかわらず、育児休業や育児短時間勤務を請求できるようになったこと、また、配偶者が出産した場合、男性職員も出生の日から57日以内は産後育休を取得出来、かつ、その後、再度育児休業を取得できるようになったことから、関係項目を整理するため条例を改正するものです。

以上が、日程第7 議案第39号の提案説明であります。

次に日程第8 議案第40号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員法第25条第2項には、「地方公務員の給与は、法律又は条例により認められた場合を除き、直接職員に全額を支払わなければならない。」と規定されております。

このため、生命保険料や職員組合費等を職員の給与から控除するためには、条例で定める必要があることから、本条例の関係項目を整理するものです。

また、労働基準法が改正され、一部が4月1日から施行されたことに伴い、職員が1週間の法定労働時間を超え、かつ、あらかじめ割り振られた正規の1週間の勤務時間を超えて勤務した時間については、改正労働基準法第37条第1項ただし書に該当することとなったことから、時間外代休時間の取り扱いについて、本条例を改正するものです。

以上が、日程第8 議案第40号の提案説明であります。

次に日程第9 議案第41号は、福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する条例であります。

この条例案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等、就学支援金の支給に関する法律が成立し、平成22年4月1日から施行されたことにより、定時制課程においては、48月までは国から町に対して交付金として交付され、授業料は徴収されないため、当該条例の一部を改正するものです。

なお、改正により徴収対象者の授業料は、国が定めた定時制課程の基礎授業料月額2,700円となります。

以上が、日程第9 議案第41号の提案説明であります。

以上、日程第5 議案第37号から日程第9 議案第41号までの5件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の2件について一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第42号 専決第7号は専決処分の承認 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込において、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成22年度の歳入を繰上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納期間内に行わなければならないことから、平成22年5月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ 55,899千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,245,741千円としました。

補正の内容を申し上げますと、歳入では、12款 諸収入追加55,899千円。歳出では、新たに科目を設け、12款 前年度繰上充用金追加55,899千円を主な内容として調整いたしました。

以上が、日程第10 議案第42号の提案説明であります。

次に日程第11 議案第43号 専決第8号は、専決処分の承認。平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算見込において、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成22年度の歳入を繰上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納期間内に行わなければならないことから、平成22年5月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ355千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,504千円としました。

補正の内容を申し上げますと、歳入では2款 国庫支出金追加355千円。歳出では、新たに科目を設け、5款 前年度繰上充用金追加355千円を主な内容として調整いたしました。

以上が、日程第11 議案第43号の提案説明であります。

以上、日程第10 議案第42号及び日程第11 議案第43号の2件の提案説明であり

ます。

ご審議の上、ご承認のほどよろしく申し上げます。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

提案理由の説明の前に先立ちまして、私の所信表明をさせて頂きたいと思えます。

町の平成22年第4回鞍手町議会定例会の開会に当たりまして、今回提案いたしています議案の提案理由の説明の前に先立ち、町政運営に当たり私の所信表明の一端を述べたいと思えます。

町の行財政は依然として厳しい状況にあります。私は継続して更なる行財政改革に取り組み、財源の安定確保を図りながら、より一層の選択と集中の視点に立ち、町政を推進してまいります。其処で安心して暮らせる町づくりのために、5つの安心を柱とし、今後4年間町政運営に全力で取り組む決意をしているところでございます。

1点目は、安心出来る子育てと教育の振興でございます。町内小、中学校校舎の耐震化工事や、延長保育、休日保育、学童保育の充実など、安心出来る子育ての環境作りを進めてまいります。

2点目は、安心出来る企業誘致と地場産業の育成でございます。地域浮揚の鍵となるインターチェンジや、遠賀川架橋等の社会資本を生かし、町有地のオーダーメイドによる団地造成のピーアール等に努め、企業誘致を推進して参ります。

3点目は、安心出来る福祉の充実、男女共同参画の推進でございます。町内の公共交通については、交通弱者に配慮しながら活性化計画を策定し、地域公共交通の充実、確保に努めて参ります。また、コミュニティの醸成を図るために、共助等の住民意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動を積極的に支援して行きたいと思っております。

福祉施策については、高齢者や障害者の目線に立ち、健康づくりの施策の充実、男女共同参画の推進など、安心出来る町づくりを推進して参ります。

4点目は、安心出来る地域環境やインフラ整備でございます。生活環境の整備としては、公共下水道の普及率の向上、上水道の水質改善や、住環境、防災対策として西川の改修事業や、中山地区の内水型洪水対策に取り組んでまいります。

5点目は、安心出来る行財政運営の確立でございます。健全な町財政の確立に努めるために、更なる行財政改革の推進、行政評価結果の精査実行により、行政の無駄を省き効率化を図ります。また産業振興としては、町内の農工商が連携出

来る環境づくり、鞍手町のブランド製品作りを支援し、地場産業の育成と産業振興を推進してまいります。

私は、誰もが何時までも住み続けたい、安全で安心出来る魅力ある鞍手町、子育て出来る環境の充実等、若者が定住出来る町づくりの実現を目指し、町民の皆さんと力を合わせ、知恵を出し合い、協働と互助を基本理念とし、将来に繋がる自立した町づくりに全力を傾注してまいります。

今後とも、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

そういうものを踏まえまして、日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第44号は、平成22年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。本補正予算は、剣第二保育所の建て替え申請や介護福祉施設のスプリンクラーの整備申請に伴う国・県の補助金等の追加及び平成22年度中の供用開始を予定しています（仮称）筑豊インターチェンジの開通式事業費を新たに追加しております。

また、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、定時制高校授業料の減額を行っております。

更に、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例案の提案に伴う、町長、副町長及び教育長などの特別職等の給与の減額や人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

これらの補正要因を調整し、財源といたしまして、国・県補助金、財政調整基金を充て、歳入歳出それぞれ102,302千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,962,984千円といたしました。

補正の主なものを申し上げますと、歳入で使用料及び手数料減額4,318千円、国庫支出金追加9,035千円、県支出金追加67,192千円、財政調整基金繰入金追加30,833千円、歳出では、1款 議会費で減額1,269千円、2款 総務費で総務管理費減額4,327千円、徴税費追加4,774千円、戸籍住民基本台帳費減額3,635千円、3款 民生費で社会福祉費追加18,917千円、児童福祉費追加97,488千円、人権推進事業費減額3,720千円、4款 衛生費で保健衛生費追加1,264千円、6款 農林水産業費で農業費追加5,565千円、8款 土木費で土木管理費減額16,019千円、都市計画費追加5,383千円、10款 教育費で社会教育費減額2,456千円。

以上が、補正予算第1号の概要であります。

次に日程第13 議案第45号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ344千円を追加し予算総額を、歳入歳出それぞれ738,738千円としたしております。

補正の内容を申し上げますと歳入で、6款 一般会計繰入金追加379千円、基金繰入金減額35千円。歳出で、1款 総務費減額851千円、2款 建設費追加1,195千円。

以上が、補正予算第1号の内容であります。

次に日程第14 議案第46号は、平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、歳入予算の総額を306,710千円とし、歳出予算を24千円増額し、歳出予算の総額が306,352千円となります。

補正の内容を申し上げますと、歳出で1款 営業費用増額24千円。以上が、補正予算第1号の内容であります。

以上、日程第12 議案第44号から日程第14 議案第46号までの3件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく申し上げます。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会することに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時38分